

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	農業技術課	整理番号	1-1
許認可等の種類	普通肥料の登録			
根拠法令条例等・条項	肥料取締法第4条第1・2項、第6条第1項、第7条			
許認可等の概要	肥料取締法第4条第1・2項に基づく普通肥料の登録			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】肥料取締法第7条 前条第一項の規定により登録の申請があつたときは、農林水産大臣は独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)に、都道府県知事はその職員に、申請書の記載事項及び肥料の見本について調査をさせ、当該肥料が公定規格に適合し、かつ、当該肥料の名称が第二十六条第二項の規定に違反しないことを確認したときは、当該肥料を登録しなければならない。ただし、調査の結果、前条第一項第六号の農林水産省令で定める肥料並びに第四条第一項第三号及び第五号に掲げる肥料については、通常の施用方法に従い当該肥料を施用する場合に、植物に害があると認められるとき、農作物が適用植物の範囲に含まれている特定普通肥料については、申請書に記載された適用植物の範囲及び施用方法に従い当該特定普通肥料を施用する場合に、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるときは、この限りでない。</p> <p>2 調査項目、調査方法その他前項の調査の実施に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。</p> <p>3 農林水産大臣は、特定普通肥料について第一項の規定による登録をしようとするときは、厚生労働大臣及び環境大臣に協議しなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(申請件数が稀であるため)			
期間の制定根拠	—			